

令和4年2月10日

学生の皆さんへ

学生担当副学長
太田 圭

茨城県からの学校の感染防止対策強化に伴う課外活動の自粛について(要請変更)

皆さんの自粛要請への対応及び感染拡大防止対策へのご協力に感謝いたします。

さて、茨城県から2月8日に発表された「小学校の対策延長・強化、小学校以外の学校の対策強化について」に伴い、本学では1月27日付で発出した課外活動に関する自粛要請の内容を、2月11日から以下のとおり変更します。

なお、茨城県も「まん延防止重点措置」が発出されていることや、昨日の県発表の感染者数が1,500名強、つくば市においても120名強という状況等から、引き続き、感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

1. 自粛を要請する期間 : 2月11日(金)から2月20日(日)まで(10日間)

※期間が延長された場合は、本要請も延長する。

2. 自粛を要請する活動 : 全ての団体活動について自粛を要請します。(※)

茨城県からの2月8日付けの要請「部活動は、原則禁止」を受け、全ての団体活動について自粛を要請します。

なお、大会等への参加に向けて必要不可欠な活動については、以下の全ての感染拡大防止策を遵守することを条件に認めます。

- ・顧問教員が責任を持ち、現場における顧問教員の管理の下、感染防止対策を確実に実行すること
- ・可能な限り、PCR検査等により陰性を確認した上で活動すること
- ・校内施設のみでの活動であること
- ・団体構成員のみの活動であること(学外者と接する活動は自粛)

その他、茨城県から2月8日付けで発表された「県立学校等の対策<部活動>」及び「県民への要請」を遵守すること。

※…学外団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等への参加(公式戦・各種大会等)は可とする。

- ① 「学生団体学外行事届」を提出すること。
- ② 大会等が開催される自治体の要請(県境を越える移動の制限等)に従うこと。
- ③ 宿泊を伴う大会等への参加の場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請による許可が必要。

※茨城県からの要請(R4. 2. 8付)

○県立学校等の対策

<授業・登校>

- ・授業等は、リスクの高い活動を自粛
(リスクの高い活動の例)

「長時間、近距離で対面形式となるグループワーク」、「調理実習」、「密集や接触を伴う運動」等

- ・授業以外の場面(休み時間等)においても、感染症対策を徹底

<部活動>

- ・部活動は、原則禁止 ※大会を控えている場合に限り、活動可能とする。ただし、特にリスクの高い活動は行わないこと。(県内大会は、主催団体に延期または中止を要請中)

<学校行事>

- ・修学旅行等は、延期または中止 ※旅行先に関わらず、全て延期または中止

○市町村立学校(小学校除く)や私立学校、大学等にも県立学校と同様の対策を要請

○県民への要請

- ・基本的な感染症対策の徹底(症状がある場合には、速やかに医療機関を受診)
- ・混雑した場所や、感染対策が徹底されていない飲食店など、感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛
- ・県外との不要不急の往来自粛(特に、まん延防止等重点措置が適用された都道府県)

※他の要請については茨城県 [【令和4年2月8日発表】小学校の対策延長・強化、小学校以外の学校の対策強化について／茨城県](#)を参照。

《引き続きお願いすること》

- 基本的な感染症対策(マスクは正しく着ける/石けん等でしっかり手洗い/3密を避け社会的距離を確保/換気はこまめに/少しでも症状がある場合はすぐに受診を)を徹底すること。
- 食事時のマスク無しでの会話による感染を防ぐため、活動後は直ちに散会し、会食・懇親会は行なわないこと。
- PCR検査等により陰性を確認した上での活動を推奨します。
- 健康観察記録結果の顧問教員等の責任教員への報告及び活動履歴の管理を徹底すること。
- 教室、体育施設等の予約に関しては、各管理部局の指示に従うこと。

[参考]

- [「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)
[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せに基づく特例許可申請」](#)
[「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の本人の行動フロー\(第3版\)\(R4.2.4\)NEW](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当
Tel：029-853-2248、2247
E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp